

第七十三回 帝國議會 日滿司法事務共助法案外三件委員會議錄(速記)第五回

會 議	
昭和十三年三月十二日(土曜日)午後四時二十分開議	出席委員左ノ如シ
委員長 松永 東君	民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
理事内藤 正剛君 理事原 玉重君	外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
理事田中 亮一君 理事中野 治介君	○松永委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、昨
原 夫次郎君 南雲 正朔君	日マデニ質疑ハ終了致シテ居リマスノデ、
伊藤 五郎君 今成留之助君	是ヨリ討論ニ入りタイト思ヒマス、先ヅ日
江原 三郎君 松川 昌藏君	滿司法事務共助法案外三案ヲ一括上程シテ
高見 之通君 匹田 銳吉君	討論ニ入りタイト思ヒマス
稻田 直道君 長谷 長次君	○内藤委員 説明ノ便宜上日滿司法事務共
中村 高一君 小山 亮君	助法案ヲ第一ニ申上ゲルコトニ致シマス、
出席政府委員左ノ如シ	此案ニ對シマシテハ、貴族院修正ノ通リヲ
司法政務次官 久山 知之君	承認シテ、左記附帶決議ヲ附シテ、原案ニ
司法省民事局長 大森 洪太君	賛成致シタイト思ヒマス
司法省刑事局長 松阪 廣政君	附帶決議
司法省調査部長 井上 登君	一 勾引狀執行ノ共助ヲ受ケタルトキハ
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	刑事訴訟法人權尊重ノ精神ニ則リ本法
日滿司法事務共助法案(政府提出、貴族院送付)	是ハ原案ヲ其儘承認致シマス、但シ希望條項ヲ附ケテ置キマス
二 前項ノ趣旨ヲ體シ速ニ明治四十四年	其次ニハ民法中改正法律案テアリマス、
將來根本的ニ民法改正ノ際ハ短期時效制	當シテ居ル所ノ事件ノ數竝ニ金額等ヲ彼此
司法省民事局長 大森 洪太君	對照致シマスルト、其現レハ中小商工業ニ
司法省刑事局長 松阪 廣政君	ミマシテ、之ヲ以テ本案賛成ノ討論ト致シ
司法省調査部長 井上 登君	マス
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	澤山其支障ノ現ハレガアルノデアリマシテ、
日滿司法事務共助法案(政府提出、貴族院送付)	殊ニ時效期間内ニ訴訟マデ起シテ、確定判決マデ得タモノヲ、色々議論ガアルカモ知
司法省民事局長 大森 洪太君	レマセヌケレドモ、兎ニ角時效中斷ノ方ハ
司法省刑事局長 松阪 廣政君	民法ニハ炳トシテ書イテアリマス、催告ニ依ルトカ、差押ニ依ルトカ云フコトガ書イテアリマスガ、動モスレバ行方ヲ晦マス人

付託議案
日滿司法事務共助法案(政府提出、貴族院送付)
民法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

等ガアリマシテ、意思表示ニ關シテハ今度特別ノ規定ガ出來テ居ルノデアリマスケレドモ、甚ダ如何ハシイ現象ヲ吾々ハ見ルノデアリマシテ、少クトモ權利主張ノ觀念ハ從來ヨリ強クナリ、義務ノ觀念ハ近來非常ニ劣ルノデアリマシテ、私共ハ一面ニ於テ義務ノ履行ヲ認メルト云フ觀念ヲ養ヘナケレバナラスト思ヒマス、又確定判決ニナッテ居リマシテモ、議論ガアリマス、金錢債務調停、其他商事調停等色々ナ調停法ニ依ツテ緩和スル規定モ澤山アルノデアリマスカラシテ、私共ハ將來少シ長イヤウニモ考ヘテ居リマスケレドモ、折角貴族院カラ廻ツタノデアリマスカラ、殊ニ日モ短イコトデアリマスカラ、將來此根本問題ニ付テハ政府當局ニ信賴シ、特別ニ御考慮ヲ願フコトト致シケ、サウシテ其希望條項ヲ附ケタ事柄ハ、資本家擁護ニアラズ、又從來動モスレバ義務觀念ノ廢ツテ居リマスモノヲ、ヤハリ義務觀念ハ何處マデモ確定判決ヲ受ケル時マデ付ケテ置ク方ガ宜イノデハナイカト云フコレドモ、此度ハサウ云フ趣旨ニ於テ贊成ヲ致シタ譯デアリマス、以上ハ民法ニ對スル討論デアリマス

次ニ民事訴訟法中改正法律案ニ付テ申上
ゲマス、是ハ原案其儘デ希望條項モ何モ附
ケマセヌ、此儘承認致シマス、外國裁判所
ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案、是モ原
案其儘ヲ認メルコトニ致シマス、以上ヲ以
テ私共ノ討論ヲ終リマス(拍手)
○中野委員 日満司法事務共助法ハ、日満
ノ特殊關係ニ顧ミマシテ適正ナ法律ト考ヘ
マス、ソレカラ民法、民訴法ニ付キマシテ
ハ、内藤委員ヨリ説明セラレマシタト同一
デアリマスカラ、之ヲ採用致シマシテ重ネ
テ申上ゲマセヌ、唯民事訴訟法ノ中デ二百
三十六條ノ「三月」ト云フ期間ハ長キニ失スル
ヤノ感モアリマスシ、其觀點カラ致シマス
レバ、多少ノ議論モゴザイマスガ、今マデ
無キ缺陷ヲ補フト云フ意味ニ於キマシテ
ハ、無キニ勝ルト云フ見地カラ致シマシテ
シテ、賛成スル次第デアリマス、其他一切
同一意見デゴザイマスカラ、援用致シマシ
テ省略致シマシテ賛成致シマス(拍手)
○長谷委員 第一議員俱樂部ヲ代表致シマ
シテ、日満司法事務共助法案外三件ニ付キ
マシテ討論ヲ申上グマス、私共ハ此日満司
法事務共助法案ノ貴法院ガ修正ニナリマシ
タ其修正案ニ對シマシテ、贊意ヲ表スル者

デアリマス、此案ノ實施ニ當リマシテ、吾々ノ意圖スル所ハ、過日質問ニ藉リマシテ、政府當局ニ御尋申上ゲタ所デアリマシテ、茲ニ其際ノ私達ノ意嚮ヲ援用致シマシテ、希望ト致シテ置キマス、其他ノ三案ニ付キマシテハ、何レモ此提出原案ニ賛成致ス者デアリマス、是ニテ私ノ討論ヲ終リマス（拍手）

○中村委員 私ハ民法ノ中ニアリマス時效ノ改正ニ付テダケ、意見ヲ述べタイト思フノデアリマス、其他ニ付テハ別ニ意見ハアリマセヌ、私ハ詳シイコトハ申上ゲマセヌガ、確定判決ニ依ツテ確定致シマシタ権利ガ、一様ニ十年ニナルト云フコトニ付テハ、吾々ハ同意スルコトガ出來ナイノデアリマシテ、其一つノ理由ハ時代ニ逆行スル所ノ改正デアルト云フコトガ一ツ、モウ一つハ提出方法ニ異議ガアルト云フニ點デアリマシテ、内藤サンカラモ御意見ヲ承ッタノデアリマスルガ、私ハ別ニ借金踏倒シノ思想ヲ善シトスル者デハ斷ジテナインデアリマシテ、此點ニ付テハ明確ニ致シテ置キタイト思フノデアリマス、債務ヲ支拂フコトハ固ヨリ當然デアリマシテ、如何ナル理由ニ依ツテモ借金踏倒シヲ可トスルヤウナ考ヲ持ツテ反対ヲ致シテ居ルノデハナイノ

デアリマス、今日事變、或ハ色々經濟情勢
ナドカラ致シマシテ、債務者ニ對シテ之ヲ
救濟スルト云フヤウナ時勢ニ當リマシテ、短期時效
デアツタモノヲ、一樣ニ十年ニセラレルト云
フコトニ付テハ、其利益ヲ受ケマス者ハ債
權者デアルト云フコトハ論ガ無イト思フノ
デアリマシテ、特ニ吾々ガ反對ノ意思ヲ此
點ニ付テ表明致シタイノハ、一つノ社會的
意義ヲ有スル所ノ債權デアリマスル小作
料、地代、家賃ニ付テ、私ハ少々ノ統計モ
戴イタノデアリマスガ、此小作料ト、家賃
ト、地代トガ相當ノ件數ニ上ツテ居ルノデ
アリマス、而モ此小作料モ、地代モ、家賃
モ何レモ定期限ノ債權デアリマスカラ、五
箇年ノ時效デアルコトハ當然デアリマシテ、
五箇年ノ時效ニ依ツテ消滅スルモノヲ、確定
判決ヲ得タカラト云ツテ十年ニスルト云フ
ガ、五箇年間ノ債權ヲ延バサレルト云フコ
トニナリマシテハ、私ハ大キナ社會的意義
ガアルト思フノデアリマシテ、判決ヲ受ケ
タノデアルカラト云ツテ、延バスト云フヤウ
ナコトニ付キマシテハ、私達ハ贊成ラスル

理由ヲ見出スコトガ出來ナイノデアリマス、此點ニ付テハ明ニ今日ノ時代ニ逆行スルモノデアル、小作料ニ付テモ、御承知ノ通りニ小作調停法案モ出テ、小作關係ヲ調整シヨウト云フ趣旨デアリ、又借地借家法モ全國ニ實施スベシト云フ建議案ナドモ出テ居ルノデアリマス、斯ノ如キ要求ト、斯ノ如キ世論デアルニモ拘ラズ、今日時效ノ期間ヲ延バスト云フコトハ、私達ハ今日ノ時勢カラドウシテモ諒解スルコトガ出來ナイノデアリマス、別ニ今日時效ノ期間ヲ強ヒテ短縮シロトハ考ヘテ居リマセヌケレドモ、時效ノ期間ヲ長クシロト云フ論ハ何處カラモ私達ニハ考ヘラレナイ、是ガ一ツノ反對ノ理由デアリマス

モウ一ツハ提出方法ニ付テデアリマシテ、今回ノ民法ノ改正案ニ出テ居リマスル他ノ二ツハ何レモ事務的ナ、極ク議論ノ無イ方法的ナ問題デアリマスガ、唯一ツ何故ニ權利ノ内容ニ關スル斯ウシタ問題ヲ此事務上ノ改正案ト一緒ニ拠リ込ンデ、茲ニ提出シナケレバナラナカッタカ、甚ダ私達ハ提出方法ニ付キマシテ遺憾ニ思フノデアリマシテ、政府デモ民法全體ニ付テノ改正案ガ計畫セラレテ居ルト云フノデアリマスカラ、何故ニ其時ニ權利ノ本質ニ關スル此問題ヲ譲ラ

ナカッタノカ、何故ニ斯ノ如キ手續上ノ問題ト一緒ニシテ此重大ナル權利ノ本質ニ關スル問題ヲ提出シタカ、其提出方法ニ對シテ私ハ甚ダ遺憾ノ意ヲ表スルノデアリマス、此一ツノ理由カラ、民法ノ改正案ノ中ノ百七十四條ノ二ノ條項ニ付キマシテハ、賛成ヲスルコトガ出來ナイト云フ反対ノ意思ヲ表明シテ、其他ニ付キマシテハ賛成ヲ致ス者デアリマス

○松永委員長 討論ハ是デ終了致シマシタ、是ヨリ採決ヲ致シマス、先づ日滿司法事務共助法案及ビ其附帶決議ニ付テ採決ヲ致シマス、其前ニ附帶決議ヲ念ノ爲メ朗讀致スマス

斯ウ云フ希望條項デアリマス、内藤君ノ發議ニ賛成ノ御方ノ御起立ヲ願ヒマス
（賛成者起立）
○松永委員長 起立多數、仍テ本案ハ可決確定致シマス——其次ハ民事訴訟法中改正法律案及び外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案、之ヲ一括議題ニ供シマス、内藤君ノ發議ニ賛成ノ御方ノ起立ヲ願ヒマス

附帶決議

（總員起立）

○松永委員長 起立總員、仍テ發議ノ通り可決確定致シマス（拍手）本日ハ之ヲ以テ委第三條ヲ活用シ其ノ實ヲ擧クヘシ
二 前項ノ趣旨ヲ體シ速ニ明治四十四年法律第五十二號司法事務共助法竝ニ本法ノ改正ヲ爲スヘシ

午後四時四十分散會

（總員起立）
○松永委員長 起立總員、仍テ發議ノ通り可決確定致シマス（拍手）本日ハ之ヲ以テ委第三條ヲ活用シ其ノ實ヲ擧クヘシ
二 前項ノ趣旨ヲ體シ速ニ明治四十四年法律第五十二號司法事務共助法竝ニ本法ノ改正ヲ爲スヘシ

衆議院日滿司法事務共助法案外三件委員會議錄第三回中止誤

之ニ御同意ノ御方ハ御起立ヲ願ヒマス

正

頁	段	行	誤	正
同	同	二二九	中止	中止ニナリマ
同	同	二二九	中止	シタ時ニ、中止
四	二	二二九	中止	シタ時ニ、休止
四	二	二二九	中止	休止
一六	競	競	競	競

此案ニ對スル希望條項ヲ朗讀致シマス

ナカッタノカ、何故ニ斯ノ如キ手續上ノ問題

將來根本的ニ民法改正ノ際ハ短期時效制

ト一緒ニシテ此重大ナル權利ノ本質ニ關スル問題ヲ提出シタカ、其提出方法ニ對シテ

私ハ甚ダ遺憾ノ意ヲ表スルノデアリマス、此一ツノ理由カラ、民法ノ改正案ノ中ノ百

定ノ趣旨ニ鑑ミ第百七十四條ノ二ニ規定セル確定權利ノ時效期間ニ關シ相當考慮スヘシ

昭和十三年三月十三日印刷

昭和十三年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局